

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和6年3月29日・東京都規則第83号

1 概要

(1) 改正理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第392号）に基づき、令和5年5月26日付で、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号）が施行されたため、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）の題名が、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められた（令和5年5月26日施行）。

また、この改正に伴い、条ずれが生じることから、環境影響評価の対象事業ごとの評価書案等の提出時期を定めている規則別表第8（第61条関係）の13の部（住宅団地の設置）、24の部（都市計画法第4条第11項に規定する第二種特定工作物の設置又は変更）及び25の部（建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（1の項から24の項までに掲げるものに係る土地の造成を除く。））において引用している「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「第11条」を「第15条第1項」に改正する。

2 施行日

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）の施行の日（令和6年7月31日）

3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3426

内線 42-151